

## 公的賃貸住宅のバリアフリー化について（再掲）

- ◆ 新たに整備される公営住宅については、国の基準を参酌し、地方公共団体の整備基準において、バリアフリー対応等の仕様を規定。
- ◆ 心身障害者に特に必要な設備工事費については、助成対象限度額を引き上げて支援。
- ◆ 公営住宅を精神障害者・知的障害者向けのグループホーム等として利用するための改良工事費について助成

建設費用・改修費用の概ね45%等を社会資本整備総合交付金等により支援

## 民間賃貸住宅のバリアフリー化について

### 1. 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業（再掲）

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業により、障害者等の入居を条件として、空家のバリアフリー化等を行う事業を支援（再掲）

### 2. バリアフリー改修促進税制

障害者等がバリアフリー改修等を行った場合、所得税及び固定資産税の減免措置を実施。

#### バリアフリー促進税制について

	所得税		固定資産税の減額措置
	投資型減税	ローン型減税	
減税期間	リフォーム後居住を開始した年分のみ（1年）	リフォーム後居住を開始した年分から5年	翌年度分のみ（1年度分）
適用対象期間	居住開始日がH24.12.31まで	居住開始日がH25.12.31まで	改修工事完了がH25.3.31まで
対象となるリフォーム	一定のバリアフリーリフォーム（30万円超）	償還期間5年以上のローンを借り入れて行う一定のバリアフリーリフォーム（30万円以上）	一定のバリアフリーリフォーム（30万円以上）
控除又は減額の上限	20万円	12万円/年	固定資産税額の1／3まで（100㎡相当まで）